

官民人事交流法の概要

(平成11年12月22日法律第224号)

1 目的

職員について交流派遣をし、行政課題に柔軟かつ的確に対応するために必要な知識及び能力を有する人材の育成を図るとともに、民間企業における実務の経験を通じて効率的かつ機動的な業務手法を体得している者について交流採用をして行政運営の活性化を図り、もって公務の能率的な運営に資することを目的とする。

2 対象民間企業の範囲

株式会社、相互会社、信用金庫、社団・財団法人、NPO 法人等

3 人事交流の手続

- ① 人事院が、希望する民間企業を公募、応募企業の名簿を府省に提示
- ② 府省は選択した民間企業と協議した上で「計画」を作成し、当該計画がこの法律の規定及び交流基準に適合するものであることについて人事院の認定を受けた後に人事交流を実施。国と民間企業の間で労働条件等の取決めを締結

4 民間企業への交流派遣：府省の職員を民間企業に派遣

- ① 身分 公務員の身分は保有、職務には従事しない（民間企業に雇用）
- ② 期間 3年以内（必要がある場合、5年まで延長可）
- ③ 服務等 派遣前の府省への許認可の申請等の業務や影響力利用行為の禁止
- ④ 給与 民間企業で賃金支給

5 民間企業からの交流採用：民間企業の従業員を府省で任期を付して採用

- ① 身分 常勤職員として選考により採用（退職型と雇用継続型の2種類有り）
- ② 期間 3年以内（必要がある場合、5年まで更新可）
- ③ 服務等 交流元企業の業務に従事することや交流元企業に対する許認可等を行う官職に就くことの禁止
- ④ 給与 国で給与支給

6 交流の制限：有識者の意見を聴いた上で策定する「交流基準」により制限

- ① 許認可権限のある府省との間、国と契約関係のある民間企業との間の交流制限
- ② 同一の民間企業との継続的な人事交流に関する制限など

7 交流状況の報告：人事院は、毎年、人事交流の状況を国会及び内閣に報告